

中華人民共和国産電解二酸化マンガ に対する不当廉売関税の課税期間の延長

令和6年1月31日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

調査の概要等

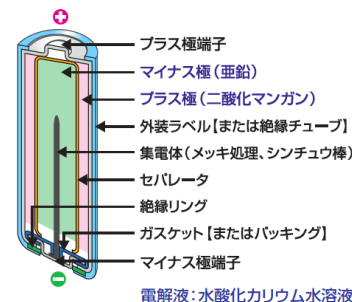
- 中華人民共和国（注1）産電解二酸化マンガ（注2）に対して、**不当廉売関税を課税中**。
（注1）香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。（注2）Electrolytic Manganese Dioxide。以下「EMD」という。
- 不当廉売関税率は**34.3%～46.5%**（注3）（課税期間：平成20年9月1日～令和6年2月29日）
（注3）供給者によって税率が異なる。
- 令和5年1月、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社が中国産EMDに対する不当廉売関税の**課税期間の延長を申請**したことを受け、**同年3月より調査を開始**。

調査対象貨物

- 名称：電解二酸化マンガ
- 輸入統計品目番号：2820.10-000
（協定税率：3.3%）
- 外観：灰黒色の粉末
- 主な用途：電池の正極材



【外観】
（出所：東ソー日向株式会社HP）



【用途例（上図はアルカリ電池）】（出所：電池工業会HP）

調査内容（延長要件）（関税定率法第8条第25項）

- ① 不当廉売された貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間満了後に**継続し、又は再発するおそれ**
- ② 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に**継続し、又は再発するおそれ**

調査対象期間

- 上記調査内容①について：令和4年1月1日～令和4年12月31日
- 上記調査内容②について：平成29年4月1日～令和4年12月31日

電解二酸化マンガン産業の現状

EMD産業の現状

- 国内におけるEMDの主要用途は、**一次電池（アルカリ乾電池、リチウム電池）の正極材**で、幅広い機器に使用され、他の物質での代替も困難であるため、EMDは重要な基幹部材の一つである。
- 特にアルカリ乾電池は、**災害用物資としても非常に重要**であり、大規模な災害発生リスクの大きい日本において、こうした物資を**国内で生産・供給可能な体制を構築することは必要不可欠**であり、**原料であるEMDも国内生産拠点の維持が非常に重要**。
- リチウムイオン二次電池の正極材料にコバルト・ニッケルも使用されているが、サプライチェーン上のリスクの高いことから、近年は、それらを使用しない材料が注目され、EMDの活用可能性も着目されている。今後、国内電池メーカーの需要に対応するために、**引き続き、国内生産拠点を維持することが重要**である。
- 本邦の産業は、中国産EMDの輸入が減少・停止する中において改善が見られた。一方で、直近では、エネルギー及び原料価格の高騰等の競争環境の大きな変化があったにも関わらず、**一定程度しか国内販売価格に転嫁できず、中国産EMDの価格を引き合いに出される場合もあった**。

まとめ

- EMD産業は国産電池の原料としての安定供給に加え、国内電池メーカーによる次世代電池開発に寄与することが求められている。中国からの安価な貨物の輸入によってEMDの国内生産拠点が失われることのないよう、**課税措置の延長による保護の必要がある**。

調査・課税手続の流れ（延長）

(令和5年1月23日)

本邦産業の利害関係者からの課税期間の**延長の求め** (注)

(注) 本申請は、関税定率法第8条第26項に基づく課税期間の延長を求めるものであり、同条第21項に基づく税率の変更を求めるものではない。

(令和5年3月8日)

調査開始

(令和5年11月27日)

重要事実の開示

重要事実に対する
利害関係者による意見の表明等

(令和6年1月29日)

関税・外国為替等審議会
(特殊関税部会)

(政令閣議・公布)

不当廉売関税の**課税期間延長** (期間：5年)

不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ

- 以下のとおり、中国から第三国へのEMDの輸出について輸出価格が正常価格よりも低いという事実、及び中国の供給者の生産能力・市場状況等を踏まえれば、**不当廉売された貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあると認められた。**

（１）調査対象貨物の不当廉売の事実

- 調査対象期間において、中国産EMDの輸入は停止したと認められた一方で、**中国から第三国への輸出価格が正常価格（注1）よりも低いことが認められた（注2）。**

（注1）正常価格について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、輸出国の国内販売価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて算出。

（注2）不当廉売差額率は39.26%。不当廉売差額率 = $\left(\frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$ 。なお、輸出価格については、中国から第三国への輸出価格を使用。

（２）不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ

- 中国の供給者には、**相当程度の余剰生産能力**がある。
- 中国の供給者の**将来の生産能力は、拡大が見込まれる。**
- 中国の供給者の**余剰生産能力を全て吸収できる中国国内市場及び海外市場は存在しない。**
- 課税期間満了後に調査対象貨物の**輸入、購入及び販売の再開の可能性**を回答する輸入者や、調査対象貨物の流入を予想している産業上の使用者が現に存在する。

本邦産業の損害の再発のおそれ

- 以下のとおり、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあると認められた。

(1) 本邦産業の状況

- 現行の不当廉売関税措置により、**中国産品の輸入量は大幅に減少・停止**する中(A)、本邦産品の**売上高(B)**、**営業利益(C)**については**増加し、一定の改善**が見られた。
- 一方で、本邦産業は、調査対象期間中、**顧客から中国産品を輸入した場合の価格を引き合いに出される**ことがあり、また、**製造原価率(D)**は、**電力及び燃料費の価格が上昇した直近において悪化**している。

【表】 本邦産業の状況

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和4年 1月～12月
中国産品の輸入量(A)	100	20	8	8	0	0
本邦産業の売上高(B)	100	102	88	92	105	105
本邦産業の営業利益(C)	100	75	38	89	128	124
本邦産品の製造原価率(D)	100	98	107	86	92	97

(注) 平成29年度の数値を100とする指数表記

(2) 損害が再発するおそれ

- 調査対象期間における中国産品の**第三国輸出価格(F)**は、令和4年を除き、**本邦産品の価格(E)**を下回っている。
- **令和4年において中国産品の第三国輸出価格が上昇**したが、その要因は中国の供給者が**稼働率を下げ生産調整を行った結果(G)**、**需要に応じた供給がされていない状態が生じたため**であった。

【表】 本邦産品と中国産品の価格及び中国供給者の稼働率

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和4年 1月～12月
本邦産品の国内販売価格(円/kg) (E)	【200-400】	【200-400】	【200-400】	【200-400】	【200-400】	【200-400】
中国産品の第三国への輸出価格(円/kg) (F)	【100-200】	【100-200】	【100-200】	【100-200】	【200-300】	【300-400】
中国供給者の稼働率(%) (G)	【60-100】	【60-100】	【60-100】	【60-100】	【60-100】	【30-70】

(注) 【 】は、レンジ表記

- 中国の供給者は余剰生産能力の吸収先を探さざるを得ない状況にあることから、**課税期間満了後、輸出が容易になった本邦の市場に対し、稼働率を上げて、本邦産品の価格を下回る価格で輸出を再開する可能性が高い。**
- **本邦の市場は著しく拡大するとは見込まれない中、取引において価格が重視されていることから、中国産品が本邦産品を下回る価格で輸入された場合、本邦産業は、中国産品との競争により、販売量の減少による利益の減少等が生じるといえ、事業の継続が危うくなる可能性も否定できない。**

重要事実の開示

重要事実の開示

- 令和5年11月27日、すべての利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実（重要事実）として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物（指定貨物）、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売された指定貨物の輸入が、指定期間（不当廉売関税の課税期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項
- 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実が、指定期間満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

（参考）WTOアンチダンピング協定 第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

調査を踏まえた対応

重要事実に対する利害関係者の反論

- 前記の当局の認定（重要事実）を開示したところ、**特段の反論は無かった。**

※ 本邦生産者である東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社から、重要事実の内容を支持する意見の表明あり。

調査により得られた結論

- 不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、**不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあることが認められた。**

最終決定

- 中国産EMDに対する不当廉売関税について、**課税期間を延長することが適当。**
（延長期間は、WTO協定及び法令で認められた期間内である5年間。不当廉売関税率は現行どおり。）